

公告

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

令和 2 年 2 月 27 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
野尻湖漁業協同組合	上水内郡信濃町大字野尻 269-5	内共第 12 号

2 変更の内容

第 5 条の表中

「

⑥信濃町大字古海字市川 4467 番地沖の標識と同 4472-5 番地沖の標識を結んだ線の東側	毎年 6 月 15 日～9 月 15 日まで	を
---	------------------------	---

」

「

⑥信濃町大字古海字市川 4467 番地沖の標識と同 4472-5 番地沖の標識を結んだ線の東側	毎年 6 月 15 日～9 月 15 日まで	に改める。
⑦信濃町大字野尻字海端 249-7 番地横の水門から大字野尻字御小屋 1332 番地 2 横の水門までの間の水路	周 年	

」

3 変更後の遊漁規則の施行日

令和 2 年 2 月 27 日

園芸畜産課